



埼玉県報

第 2841 号
平成 28 年(2016 年)
10 月 14 日
金曜日

目次

告示

- 特定非営利活動法人の設立に係る公告（南部地域振興センター）
- 特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告（東部地域振興センター）
- 特定非営利活動法人の仮認定に係る公示（共助社会づくり課）
- 埼玉県中央児童相談所一時保護所給食調理等業務委託に関する落札者等の公示（中央児童相談所）
- 大規模小売店舗に対する市町村等意見の公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗に対する市町村等意見の公示（商業・サービス産業支援課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 蓮田都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- 一般国道 299 号の区域の変更（飯能県土整備事務所）
- 一般国道 299 号の供用の開始（飯能県土整備事務所）
- 県道赤浜小川線の区域の変更（東松山県土整備事務所）
- 建築基準法第 42 条第 1 項第 5 号に基づく道路の位置の指定（熊谷建築安全センター）
- 埼玉県立循環器・呼吸器病センター新館の手術室映像システムの調達に関する入札公告（経営管理課）
- 埼玉県教育委員会定例会の招集（教委・総務課）

正誤

- 埼玉県告示第 1320 号中訂正（水環境課）

告 示

埼玉県告示第千三百四十号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県南部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.sai.tamaken-ngo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十八年十月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十八年九月二十八日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人糧
- 三 代表者の氏名
本山 元基
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県川口市朝日一丁目二十三番二十六号
- 五 定款に記載された目的
この法人は、現在大きな社会問題になっている生活習慣病による医療費の増加問題に取り組み、医師や管理栄養士などの医療関係者・企業・学校・家庭・地域と連携して「健康社会」を実現するため広く活動することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第千三百四十一号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県東部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十八年十月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十八年十月六日

二 特定非営利活動法人の名称

NPO法人草加物産企画

三 代表者の氏名

村越 義子

四 主たる事務所の所在地

埼玉県草加市氷川町六十七番地四テラスハウスアライ百二号

五 定款に記載された目的

この法人は、草加市及び近隣地域の精神保健福祉問題を研究し解決を模索するため、精神障害者小規模作業所等を運営し、賛助会を組織し、地域精神保健福祉向上のための事業を行うことを目的とする。

告 示

埼玉県告示第千三百四十二号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第五十九条の規定により、次の特定非営利活動法人を仮認定したので、同法第六十二条において準用する第四十九条第二項の規定により公示する。

平成二十八年十月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 名称

特定非営利活動法人ユーアイネット柏原

二 代表者の氏名

小 澤 浩

三 主たる事務所の所在地

埼玉県狭山市柏原三千百六十一番地の十狭山ニュータウン七十三―三

四 当該仮認定の有効期間

平成二十八年十月十四日から平成三十一年十月十三日まで

告 示

埼玉県告示第千三百四十二号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年十月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 購入等件名及び数量

埼玉県中央児童相談所一時保護所給食調理等業務委託 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県中央児童相談所総務担当 埼玉県上尾市大字上尾村1242番地 1

3 落札者を決定した日

平成28年 9 月 9 日

4 落札者の氏名及び住所

株式会社クリーン工房 埼玉県さいたま市中央区新都心11番地 2 さいたま新都
心 L A タワー 30 F

5 落札金額

30,985,200円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

平成28年 7 月 22 日

告示

埼玉県告示第千三百四十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十八年十月十四日

埼玉県知事 上田清司

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ベルク八潮鶴ヶ曾根店

埼玉県八潮市大字鶴ヶ曾根字沖通八百九十四番一外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

(1) 埼玉県生活環境保全条例第四十一条で定めるアイドリング・ストップの周知を行うこと。

(2) 埼玉県生活環境保全条例第六十六条で定める深夜営業騒音等の規制を守ること。（午後十時から翌日午前六時までの時間においては、敷地境界で五十デシベル以下とすること。午後十一時から翌日午前六時までの時間においては、有線ラジオ放送装置等の音響機器を使用しないこと。ただし後段は当該音響機器から発生する音が営業を行う場所の外部に漏れない場合を除く。）

(3) 騒音規制法、振動規制法又は八潮市公害防止条例で定める特定建設作業を実施する場合は、作業開始日の七日前までに届出をすること。

(4) 周辺住民の生活環境保全のため、公害等の未然防止に努めること。また、市民より苦情等が生じた場合は、速やかに、かつ誠意をもって対処すること。

(5) 環境諸法令を遵守すること。

(6) 届出場所は、八潮市立八條小学校の通学路に近接しているため、登下校時間帯には、児童生徒に危険が及ぶことのないよう、また、騒音等で児童生徒が健康を害すことのないよう配慮すること。

(7) 登下校時間以外においても児童が通行及び付近で遊んでいるときには、安全のため注意の声をかけていただきたい。

(8) 八潮製品の販売について積極的に取り組んでいただきたい。

(9) 八潮市商工会に加入するよう努めていただきたい。

(10) 地域で行われる催しに対し、積極的な協力をしていただきたい。

(11) 八潮市民を積極的に雇用するよう配慮していただきたい。

(12) 八潮市は「花桃のまちやしお」を目指しており、敷地内植樹の樹種選定に

あたって考慮していただきたい。

二 縦覧期間

平成二十八年十月十四日から平成二十八年十一月十四日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

告 示

埼玉県告示第千三百四十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十八年十月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ケーズデンキふじみ野店

埼玉県ふじみ野市大井中央二丁目千百九十六番四十五

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定によるその他の意見の概要

開店時間は午前十時、来客が駐車場を利用することができる時間帯は午前九時三十分からに、それぞれ三十分繰り下げていただきたくお願い申し上げます。

午前八時台から九時台は大学のスクールバス、幼稚園の送迎バスなどが市道五―三六号線を利用する時間帯となっております。また通勤者の車や、一般の商用車などが国道二五四号線（川越街道）の抜け道として市道五―一七号線を利用しております。

当該店舗はこの二つの市道の交差点にあることをご配慮いただきたい。現在でも朝の通勤通学時間帯に交通量が多いことを見れば、当店舗の開店後はさらに交通渋滞が引き起こされることは容易に察しが付くことであります。狭い道に歩行者、自転車そして自動車の増加となれば交通事故の多発など、生活環境の悪化がますます懸念されます。

当地域はふじみ野市にとり文教地区に位置づけられ、市立図書館、文京学院大学、文京学院大学ふじみ野幼稚園、聖路加看護学園運動場などを誘致して参りました。このこともご配慮いただき、上記の件につきましては宜しくお願い申し上げます。

二 縦覧期間

平成二十八年十月十四日から平成二十八年十一月十四日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南西部地域振興センター

告 示

埼玉県告示第千三百四十六号

測量計画機関であるさいたま地方務局から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十八年十月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

さいたま地方務局

二 作業種類

公共測量（基準点測量）

三 作業地域

所沢市東町（市街地再開発事業地区を除く）、御幸町及び有楽町

四 作業期間

平成二十八年十一月一日から平成二十九年二月二十八日まで

告 示

埼玉県告示第千三百四十七号

測量計画機関である行田県土整備事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十八年十月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

行田県土整備事務所

二 作業種類

公共測量（三級基準点測量）

三 作業地域

行田市南部

四 作業期間

平成二十八年九月二十六日から平成二十八年十二月二十日まで

告 示

埼玉県告示第千三百四十八号

測量計画機関である久喜市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十八年十月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

久喜市

二 作業種類

公共測量（空中写真測量）

三 作業地域

久喜市全域

四 作業期間

平成二十八年十月二十日から平成二十九年二月二十八日まで

告 示

埼玉県告示第千三百四十九号

白岡市から蓮田都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十八年十月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十八年十月十四日から三十日間埼玉県県土整備部道路環
境課及び埼玉県飯能県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年十月十四日

埼玉県飯能県土整備事務所長 田 中 勉

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 二百九十九号
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
<p>一 番 四 地 先 ま で</p>	<p>日 高 市 大 字 久 保 字 杉 窪 一 七 三 番</p> <p>一 地 先 か ら 同 市 大 字 台 字 中 台 一 九</p>	<p>区 間</p>
<p>一 七 ・ 九 六 〃</p> <p>三 九 ・ 四 三</p>	<p>一 七 ・ 九 六 〃</p> <p>三 八 ・ 三 一</p>	<p>敷 地 の 幅 員 (メ ー ト ル)</p>
	<p>一 三 〇 ・ 〇 〇</p>	<p>延 長 (メ ー ト ル)</p>
<p>区 域 の 一 部 変 更 で あ る。</p>	<p>平 成 十 八 年 二 月 二 十 八 日 付 け 埼 玉 県 飯 能 県 土 整 備 事 務 所 長 告 示 第 十 三 号 の 道 路 予 定</p>	<p>備 考</p>

告 示

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十八年十月十四日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県飯能県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年十月十四日

埼玉県飯能県土整備事務所長 田 中 勉

<p>二百九十九号</p>	<p>路 線 名</p>
<p>日高市大字久保字杉窪一七三番一 地 先から同市大字台字中台一九一 番四 地 先 まで</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>平成二十八年十月十四日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>平成二十八年十月十四日 付 け 埼 玉 県 飯 能 県 土 整 備 事 務 所 長 告 示 第 九 号 で 告 示 し た 道 路 予 定 区 域 の 供 用 開 始 で あ る。 延 長 一 三 〇 ・ 〇 〇 メ ー ト ル</p>	<p>備 考</p>

告 示

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十八年十月十四日から三十日間埼玉県県土整備部道路環
境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年十月十四日

埼玉県東松山県土整備事務所長 森 田 好 一

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 赤浜小川線
- 三 道路の区域

新	旧	旧新別
<p>番一 地先 まで</p>	<p>比企郡小川町大字角山字中四七七番地先から</p>	<p>区 間</p>
	<p>一六・四〇〇一八・六〇</p>	<p>敷地の幅員 (メートル)</p>
	<p>四八・四〇メートル</p>	<p>延長 (メートル)</p>
	<p>自転車歩行者道整備工事</p>	<p>備考</p>

告 示

埼玉県熊谷建築安全センター所長告示第十七号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成二十八年十月十四日

埼玉県熊谷建築安全センター所長 恩 田 雅 明

指定番号	第九号
指定に係る道路の種類	建築基準法 第四十二条 第一項第五号
指定の年月日	平成二十八年十月六日
指定に係る道路の位置	埼玉県大里郡寄居町大字寄居字常木千六百二十九番四
指定に係る道路の延長 (単位メートル)	四十八・一一
指定に係る道路の幅員 (単位メートル)	六・〇一

告 示

埼玉県病院事業告示第六十四号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十八年十月十四日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

1 調達内容

(1) 購入案件名及び数量

手術室映像システム 一式

(2) 購入案件の仕様等

仕様書及び入札説明書による。

(3) 納入期限

平成29年 3 月23日

(4) 納入場所

埼玉県熊谷市板井1696

埼玉県立循環器・呼吸器病センター

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送（書留郵便に限る。）又は持参による入札も認める。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（平成26年埼玉県告示第1096号）に基づき、業種区分「物品の販売」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

3 入札書等の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書等を郵送又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、
入札説明書及び仕様書の交付場所並びに入札説明書の問合せ先

〒330-0063 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目13番3号

埼玉県病院局経営管理課 入札担当 福森・松丸

電話048-830-5988（直通） ファクシミリ048-830-4905

- (2) 入札説明書で求めるその他の提出資料（提案書）の提出場所及び仕様書の問
合せ先

〒360-0197 埼玉県熊谷市板井1696

（埼玉県立循環器・呼吸器病センター内）

埼玉県病院局経営管理課 県立病院施設計画担当 町田

電話048-536-9900（内線2542） ファクシミリ048-536-9920

- (3) 仕様書及び入札説明書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する(事前に電話により連絡すること)。

- (4) 入札説明会の有無

無

- (5) 入札書の受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を利用する場合

競争入札参加資格の確認結果通知期限（入札説明書に記載）から平成28年
11月25日 午前10時00分まで

イ 紙媒体の入札書を郵送又は持参する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成28年11月24日 午後5時まで
上記期限内必着。郵送の場合は書留郵便によること。

- (6) 開札の場所及び日時

埼玉県病院局経営管理課 平成28年11月25日 午前10時10分

開札への立会いは不要とする。

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約希望金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県病院事業財務規程（平成14年埼玉県病院事業管理規程第4号。以下「財務規程」という。）第134条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規程第118条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す必要な申請書類等を平成28年11月8日午後5時までにそれぞれ指定する場所に提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規程第139条又は埼玉県病院事業の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成14年病院事業管理規程第9号）第9条の規定に該当する入札書

エ その他入札説明書に記載された無効要件に該当するもの

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規程第136条に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

前記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を平成28年10月5日までに埼玉県総務部入札審査課審査担当（〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775（直通））へ

提出し、必要な資格を取得すること。

(9) 支払条件

発注者は、適法な代金請求書を受領した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased:

Operating room image management system

(2) Time-limit for tender:

10:00 a.m., November 25, 2016 (bidding by registered mail must be received by 5:00 p.m., November 24, 2016)

(3) Contact Information:

Hospital Management Division, Prefectural Hospitals Bureau,
Saitama Prefectural Government, Takasago 3-13-3, Urawa-ku, Saitama-shi,
Saitama-ken 330-0063 Japan
Telephone: 048-830-5988

告 示

埼玉県教委告示第三十一号

埼玉県教育委員会定例会を次のとおり招集する。

平成二十八年十月十四日

埼玉県教育委員会委員長 高 木 康 夫

一 日時

平成二十八年十月二十日 午前十時

二 場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県教育局教育委員会室

三 議題

イ 埼玉県立高等学校通則の一部を改正する規則について

ロ 埼玉県立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則について

ハ 平成二十九年埼玉県立高等学校において使用する教科用図書の採択について

ニ 平成二十九年度埼玉県立特別支援学校において使用する教科用図書の採択について

ホ その他

正 誤

埼玉県告示第千三百二十号（平成二十八年十月七日第二千八百三十九号）中訂正

ページ 行

一 前から十

誤

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第二項

正

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項